





におきましては、感染の拡大を防ぐべく、保健所などの指導を仰ぎながら、申告相談を一時中断し、会場の消毒を行うとともに、そうした職員の感染や業務の一時中断の事実を直ちに報道発表するという運用を現在行っているところでござります。

こうした取組を実施していくためには、日ごろより事前の準備の徹底ですか、保健所との協力体制の構築に努めていくことが重要と考えております。その旨、全国に指示しているところでございます。

その上で、確申会場における感染拡大防止の取組全般について若干お答えいたしますと、まず、先般公表したとおり、今、申告・納税期限を延長することとしてございます。さらに、職員に対する手洗い、うがい、マスク着用の徹底などの対策を講じているなど、感染防止に努めているということをございます。

今後とも、感染拡大防止に努めるとともに、納税者が不安に思うことなく申告を行っていただけます。

○清水委員 確かに、申告・納付期限については延長が告示されまして、四月の十六日まで納付期限が延長されたわけなんですが、しかし、現状を考えますと、本当に延長期間内に新型コロナウイルスの感染拡大が収束するのかどうかというのはまだわからぬわけなんですね。職員への感染による影響もまだ懸念されているわけですし、もつと言えば、申告する方が感染するとか、その家族が感染するとか、いろいろな状況が考えられるわけなんです。

今後、状況が更に悪化し、こういう状況が継続した場合、これは申告・納付期限のさらなる延長も検討するべきだと思つんですが、そこはいかがでしょうか。

○田島政府参考人 お答えいたします。

ただいま委員御指摘のとおり、四月十六日まで個人の申告所得税等の申告、納付期限を延長する

としたところでございます。

お尋ねの点につきましては、まずは延長された期限である四月十六日まで確定申告会場などの感染防止策の徹底などに万全を期していく、こういうふうにならうかと思いますが、その上で、今後も政府全体の方針などを踏まえながら適切に対応していくこととなろうかと存じます。

とができないやむを得ない事情がある場合には、税務署への申告によりまして、個別に申告・納付の期限を延長できる制度がございます。この制度の運用に当たりましては、納税者個々の実情を指摘いたしましたが、期限内に申告等を行なうことができるときには、更に一年延長することができます。

従来から、この猶予制度の適用に当たりましては、納税者の置かれた状況に配慮し対応してきたところであり、引き続き適正な対応を行つてまいりたいと考へています。

いずれにいたしましても、納税者の方におかれましては、御不明な点等ございましたら、最寄りの税務署に御相談いただきたいと考えてございます。

○清水委員 個々の事情において延長することもできるということですので、柔軟に対応していただきたいと要望しておきたいと思います。

○清水委員 確かに、申告・納付期限については延長が告示されまして、四月の十六日まで納付期限が延長されたわけなんですが、しかし、現状を考えますと、本当に延長期間内に新型コロナウイルスの感染拡大が収束するのかどうかというのはまだわからぬわけなんですね。職員への感染が悪化しているというふうに聞いております。

○清水委員 個々の事情において延長することもできるということですので、柔軟に対応していただきたいと要望しておきたいと思います。

○清水委員 個々の事情において延長することもできるということですので、柔軟に対応していただきたいと要望しておきたいと思います。

また、国税庁としては、チラシやホームページ、こういったものの使いまして、この猶予制度の積極的な周知、広報に努めてまいりたいと考えてございます。

また、国税庁としては、チラシやホームページ、こういったものの使いまして、この猶予制度の積極的な周知、広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○清水委員 もう一問、田島次長にお伺いしたいんですけれども、融資の問題もあるんですが、やはり差押え、滞納処分などが実施されれば、幾ら政府が資金繰りでお金を貸しますよと言つても、融資を受けられなくなってしまいます。納税者の実情をよく聞いていただいて、滞納処分については、やはり慎重に行うべきだというふうに思つたですね、こういう状況下ですから。

それから、先ほど納税の猶予の制度もあるといふふうに言われましたが、これも原則として担保の提供が必要なんですよ。ですから、そうした担保を出せない方々とか、あるいは滞納処分の危機に瀕している方とか、こういう危機的な状況ですから、やはり從前とは違う万全の対応ということを、資金繰りとあわせて納税の方でも求められると思うんですね。

それで、職員さんによつては、個々の事情によく対応していただけるという方もおられれば、しゃくし定規に、あなただめだ、もう滞納処分だ

ていただくことになります。

その際、先ほど委員から御指摘ありました資金繰り等の事情から国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により納税の猶予が可能となります。この猶予の期間は一年以内とされていますが、やむを得ない理由があると認められておりますが、やむを得ない理由があると認められるときには、更に一年延長することができます。

従来から、この猶予制度の適用に当たりましては、納税者の置かれた状況に配慮し対応してきたところであり、引き続き適正な対応を行つてまいりたいと考へています。

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、納税者はおかれましては、御不明な点等ございましたれば、最寄りの税務署に御相談いただきたいと考えてございます。

また、国税庁としては、チラシやホームページ、こういったものの使いまして、この猶予制度の積極的な周知、広報に努めてまいりたいと考えてございます。

また、国税庁としては、チラシやホームページ、こういったものの使いまして、この猶予制度の積極的な周知、広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○清水委員 よろしくお願ひいたします。

最後に、セーフティーネット保証の問題についてお伺いしたいと思います。

○清水委員 よろしくお願ひいたします。

最後に、セーフティーネット保証の問題についてお伺いしたいと思います。

○清水委員 よろしくお願ひいたします。

最後に、セーフティーネット保証の問題についてお伺いしたいと思います。

○田島政府参考人 お答えいたします。

という方もおられれば、担保がなければ分割だめだという人もいるかも知れません。

そういう個々のケースで当たり外れがあるようなことでは、これはちょっと納税者はたまりませぬから、ぜひお願いなんですかけれども、国税庁として、全ての税務署職員の皆さんに、親切丁寧な対応がされるような通達などを出していただきたいと思うんですが、そのことも含めていかがであります。

○田島政府参考人 お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、この猶予制度の適用に当たりましては、納税者の置かれた状況に配慮し対応してきたところであり、引き続き適正な対応を行つてまいりたいと考へています。

先ほどの答弁と繰り返しになりますが、納税者はおかれましては、御不明な点等ございましたれば、最寄りの税務署に御相談いただきたいと考えてございます。

また、国税庁としては、チラシやホームページ、こういったものの使いまして、この猶予制度の積極的な周知、広報に努めてまいりたいと考えてございます。

また、国税庁としては、チラシやホームページ、こういったものの使いまして、この猶予制度の積極的な周知、広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○清水委員 よろしくお願ひいたします。

最後に、セーフティーネット保証の問題についてお伺いしたいと思います。

○清水委員 よろしくお願ひいたします。

最後に、セーフティーネット保証の問題についてお伺いしたいと思います。

○清水委員 よろしくお願ひいたします。

最後に、セーフティーネット保証の問題についてお伺いしたいと思います。

○田島政府参考人 お答えいたします。

ル、ありますでしよう。そのサドルを調整するレバーつてあるじゃないですか。あれはほとんど中國製なんですね。これがないと自転車を組み立てられないとか、こういう影響も広がっている。これも、私、聞いた話ですけれども、お好み焼き屋さんは、消費税が上がったときに、ドリンクの値段は上げたんだけれども食べ物のメニューは上げずに頑張ってきた。実質値下げですよね。それでも、今回のコロナ問題が起ころから一見さんが来てくれなくなっと。朝はかけ持ちでアルバイトもしているけれども、それも、これ以上コロナが続ければ限界だという話もあります。

私が時々行く焼き鳥屋さんも、先週は売上げが半分だというふうに言つておられました。本当に無観客営業の日が続いたというようなことも言われておられました。もう深刻なんですよね。ですから、やはりスピードが大事だと思うんです。